FOR TAX ACCOUNTANTS · CROSS-BORDER SAAS & INVOICE 70% MEMO

顧問税理士様ご確認用：国外B2Bクラウド利用料・インボイス70%仕訳 実務メモ

文書番号：JM-CL-03 (v14)
A4・1枚完結（1 / 1）

※本紙は、認定運転代行事業者様が株式会社コスタート（韓国法人）提供の業務管理クラウド「J-MOVE DAIKO」を有償契約される際の消費税・法人税（所得税）上の標準整理を1枚にまとめた資料です。貴社の課税方式（本則・簡易・課税売上割合）に応じた最終処理は顧問税理士様にてご確認ください。

1. 当社への月額クラウド利用料お支払いに関する税務整理（消費税・源泉所得税）

当社は日本国内に恒久的施設（PE）を有しない外国法人（韓国事業者登録番号：707-86-03946）であり、本サービスの提供は消費税法上の**「事業者向け電気通信利用役務の提供（特定課税仕入れ）」**に該当します。

確認項目	貴社における標準実務処理	根拠法令・実務上の留意点
① 当社請求書の消費税	**当社請求消費税 0円（税抜額のみ請求）**	国外事業者による事業者向け電気通信利用役務の提供のため、当社発行請求書に日本の消費税（10%）は加算されません。
② リバースチャージ申告	**原則「対象外（追加納税なし）」が大半**	一般課税で**課税売上割合95%以上**の期間、または**簡易課税制度**適用事業者は、経過措置により「特定課税仕入れはなかったもの」とみなされ申告不要です（※課税売上割合95%未満の本則課税事業者のみ特定課税仕入れ対象）。
③ 源泉所得税の徴収	**源泉徴収 不要（全額損金・必要経費算入）**	著作権の使用料ではなく標準クラウド利用料（日韓租税条約第7条「事業所得」）に該当するため、日本での源泉徴収は不要です。
④ 月次仕訳例（Standard）	（借）通信費 19,800 ／ （貸）普通預金 19,800	勘定科目は「通信費」「支払手数料」「システム利用料」等。毎月電磁的請求書（PDF・電子帳簿保存法対応）を発行します。

2. 運転代行の日常売上・乗務員報酬におけるインボイス対応機能（本システム標準搭載）

本システムは運賃の決済代行・資金預かりを行わず（**運賃仲介手数料0%**）、認定事業者様ご自身の**適格請求書発行事業者登録番号（T+13桁）**を用いた電子領収書発行と日次仕訳データの自動分離を行います。

現場の税務・経理課題	J-MOVE DAIKO の自動仕訳・帳票仕様	税務上のメリット
① 随伴車の復路高速代実費	**課税運賃（10%）と「非課税立替金」を別枠明記**	随伴車の帰路高速代実費を運賃売上に混入させず「立替金精算」として領収書・会計CSV上で分離し、過大な消費税負担を防止します。
② 2026年10月〜 免税乗務員70%控除	**T番号保有（100%）と免税委託（70%）を自動区分**	2026年10月〜2029年9月の仕入税額控除**70%経過措置**に対応し、乗務員別の課税区分集計CSVおよび全銀協120バイト振込データを出力します。
③ 顧客向け適格簡易請求書	**消費税法第57条の4準拠の電子領収書を即時発行**	事業者名・T登録番号・取引日・10%対象額・消費税額（端数切捨）・立替高速代を明記したスマホ領収書／印刷控えを即時発行します。

【ご参考：無償並行検証（14日間）期間中の税務処理】

初期費用・検証期間中の利用料は完全無償（0円）であり、金銭の授受・仕訳計上は一切発生しません。顧問税理士様からの個別照会も下記メール窓口にて書面で承ります。